

千葉県休日救急診療所歯科診療ユニット関連移設等業務委託 仕様書

1. 件名

千葉県休日救急診療所歯科診療ユニット関連移設等業務委託

2. 目的

千葉県（以下「発注者」という。）では、令和6年度から総合保健医療センターの大規模改修を行う。現在、総合保健医療センターに入居している休日救急診療所（以下「診療所」という。）は外部施設等への移転は行わず、現在の場所で診療を継続するため、診療所内の改修時は総合保健医療センター内で仮移転を行う。

本仕様書は、診療所の業務継続性を確保しつつ、限られた期間の中で、仮移転の際に歯科診療ユニット関連の移設等を行うため必要な事項について定めるものである。

3. 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

4. 履行場所

千葉県美浜区幸町1丁目3番9号

- (1) 搬出場所 別紙 1-1「現況図面」
- (2) 搬入場所 別紙 1-2「仮移転図面」

5. 仮移転等スケジュール

診療所仮移転のスケジュールは次のとおりを想定している。ただし、総合保健医療センター大規模改修の進捗状況等により変更が生じた場合においても、適切に対応すること。

(1) 仮移転スケジュール

令和7年1月頃

(2) 作業日時

診療所の診療日（日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日））の翌日から次の診療日の前日までの間の午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事由等により、あらかじめ発注者の承認を得た場合、この限りでない。

【作業日程例】

日	月	火	水	木	金	土	日
診療日		← 移 転 作 業 →				予備日	診療日

6. 関係者

受注者は、以下の関係者と適宜調整し、円滑な業務の実施に務めるものとする。

No.	分類	想定される関係者
1	診療所管理等	公益財団法人千葉市保健医療事業団
2	総合保健医療センター大規模改修工事関連受注者 (以下「改修工事受注者」という。)	建築工事：松栄・大塚建設共同企業体 電気工事：福井・増田建設共同企業体 管工事：ステアリスト・綜和熱学工業特 定建設共同企業体
3	診療所移転業務受注者	未定
4	物品調達業務受注者	未定（物品の調達については、アイテム 単位等別に発注予定である。）
5	物品廃棄業務受注者	未定

7. 業務内容

受注者が行う業務は以下のとおりとする。

(1) 歯科診療ユニット関連移設等業務

① 準備業務

- (ア) 診療所の仮移転と同時期に本業務を行うため、診療所移転業務受注者と調整を行い、診療所移転業務受注者が作成する「移転作業実施計画書」（移転作業の日程及び作業時間、移転作業スケジュール、業務実施体制表、作業概要等を含む）に本業務を反映させること。
- (イ) 履行場所の建物の管理者等との打ち合わせを行い、建物館内規則等を確認するとともに、移設時の使用エレベーターなど、移設の実施に向けて必要な調整を行うこと。
- (ウ) 本業務実施にあたり、官公署及び関係者等に対する許認可等手続きが必要な場合には、しかるべき時期に適切に許可等を受けること。

② 業務実施体制表の作成

組織計画（体系図）、配置予定者の名簿、連絡体制、連絡先及び協力会社の名称、代表者名、所在地、担当業務を記載すること。

③ 事故・緊急時等連絡体制表の作成

作業中、不測の事態・事故、移設時及び移設後における移設機器の不具合等、問題が発生した際に迅速に対応するための体制表を作成すること。

④ 墨出し作業

受注者は、移設機器の配置に向け、墨出し作業を行うこと。また、墨出し作業の過程で不具合（図面と現況との間に寸法の誤差がある、機器配置予定の位置に配線が出ている等）を発見した場合は、直ちに発注者に報告し、対応方法を仰ぐこと。

⑤ 移設機器の解体・組立、梱包・開梱、運搬、配置等

移設機器について、次のとおり解体・組立、梱包・開梱、運搬、配置等を行うこと。

(ア) 移設対象機器

No.	品目名	型式名	台数	メーカー名
1	歯科診療ユニット	UA500-161L	2	長田電気工業(株)
2	歯科診療ユニット	ST-3A251LL	1	長田電気工業(株)
3	歯科診療ユニット	CU-580	2	(株)モリタ
4	口腔外バキューム	DQ3-O アーム	1	(株)東京技研
5	口腔外バキューム	JA-1300S	1	(株)ビー・エス・エーサクライ
6	機械室一式	診療用バキューム TCV-1.5H	1	(株)東京技研
		技工用バキューム TCV-L400	1	
7	無影灯(天吊)	DX-502T3	1	タカラベルモント(株)
8	デジタル式歯科用 パノラマX線診断 装置一式	ベラビューIC5	1	(株)モリタ
		オプティメ e	1	
		サーバーセット W570 64Bit	1	
		I-Dixel WEB 2D	1	
		カラー液晶ディスプレイ 23 ワイド	1	
		I-VIEW2.0	4	
		クライアントノート A577/S		
		ギガビットハブ 16ポート 1m ケーブル付	1	
9	歯科用X線撮影装置	X-SPOT-TM	1	朝日レントゲン工業(株)

(イ) 作業内容

製造メーカー又は製造メーカーが指定する業者の技術員による移設前後の点検及び性能試験表の作成、ユーティリティの切断・接続、解体・組立、梱包・開梱、運搬、配置を行う。移設後点検後、移設前点検のデータと照合し、発注者の承認を得ること。なお、移設前後の性能確認点検は発注者立会のもと実施すること。

また、上記7(1)⑤(ア)7無影灯(天吊)については、改修工事受注者と調整し、機器移設以前に補強工事を実施すること。

(ウ) 配置場所

発注者が指定する場所に機器を配置すること。

(エ) 移設機器に対する保証及び補償

事前・事後性能点検を実施、移設後に移設前の性能が得られなかった場合、部品交換も含め対応を行う。保証期間は事後性能確認日より1か月間とする。ただし、メーカーサポート終了及び部品供給が終了している移設機器等の補償は、別途協議し決定する。

(オ) 放射線漏洩線量測定

歯科 X 線撮影室での放射線漏洩線量測定を行い、官公署及び関係者等に対する申請等手続きを行うこと。

(カ) 留意事項

- ・ 運搬時には、移設機器の保護のために必要な梱包や揺れ止めの固定等を施すこと。
- ・ 必要に応じて転倒防止措置を講じること。転倒防止対象機器等の選定と具体的な措置については、発注者と協議の上、当該機器等の形状や診療室等の構造設備等に応じた適切なものとする。なお、新たな部材が必要な場合は、受注者が用意をすること。
- ・ 移設作業は、十分な技能を有する技術者がこれを行うとともに、発注者と十分に協議し、実施にあたってはその指示に従うこと。

⑥ 各診察室の配管工事及び CD 管配管工事、LAN 通線

8(1)⑤(ア)で指定する移設対象機器を使用するにあたり、各診察室に必要な配管工事及び CD 管配管工事、LAN 通線を行うこと。なお、実施時期等は改修工事受注者と調整すること。

(ア) 歯科ユニット配管工事 (特殊歯科診察室 1・特殊歯科診察室 2・休日歯科応急診察室)

- ・ 給水 20~13m/m
- ・ 排水 VU75~40m/m
- ・ エアー 20~13m/m
- ・ バキューム・リターン VP40~30
- ・ バキューム操作線配線 0.75 (実線) : 5 系統
- ・ 止水・エアーバルブ取付 (バルブソケット共) : 10 箇所

(イ) 配管工事 (機械室)

- ・ エアー 20~13m/m
- ・ バキューム VP40~50
- ・ バキューム操作線配線 0.75 (実線) : 1 系統
- ・ 止水・エアーバルブ取付 (バルブソケット共) : 3 箇所

(ウ) CD 管配管工事・LAN 通線 (特殊歯科診察室 1・特殊歯科診察室 2・休日歯科応急診察室・歯科 X 線撮影室)

- ・ CD22 LAN 通線 : 5 系統

(エ) CD 管配管工事 (歯科 X 線撮影室)

- ・ 操作盤からレントゲン機器 CD28 : 2 系統

⑦ その他

(ア) 作業にあたっては、関係法令に基づき適正に行うとともに、来所者、受注者及び関係者の作業員等の安全を確保するため、資格を有する誘導員の配置等、必要な措置を講じること。

(イ) みだりに通路等に移設機器等を残置・集積し、来所者等の通行を妨げないこと。

(ウ) それぞれの特性、規格、用途等に応じ、最も適した方法で梱包等を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないよう十分配慮をすること。

(エ) 作業の円滑な実施のため、医療機器等の移設に伴う製造メーカー等との調整及び作業進捗管理等を統括する業務責任者を常駐させるとともに、機器調整作業責任者、ユーティリティー作業責任者及び運搬等の作業に係る現場責任者を必要数配置すること。

(2) 本業務に伴う他業務との調整等

① 移転業務受注者との調整

受注者は、本業務と同時期にあたる仮移転業務が円滑に行われるよう、移転業務受注者と仮移転作業スケジュールや整備時期等を調整し、連携を図ること。

② 定例会等の出席

改修工事受注者が開催する定例会等への出席の要請がある場合、当該定例会等の議題の内容等を留意し、相当の者を出席させること。

8. 補償

本業務の実施にあたって関係法令等を遵守し、事故防止に万全の注意を払うこと。

- (1) 本業務について、不測の事態や事故が生じたときは、直ちにその内容、状況等を発注者に報告し、必要な措置を講じるとともに、受注者の責任において解決し、速やかに対応に関する報告書を発注者に提出すること。
- (2) 本業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、以下の人身事故、物損事故、移設機器等の破損、遺失、盗難等の事故が発生した場合、直ちに必要な応急措置をとった後、発注者に報告をし、指示があれば従うとともに、その損害の補償は受注者の責任において行うこと。
- ・ 第三者、来所者、発注者及びその他関係者の人身事故
 - ・ 作業車両等による全ての人身事故及び物損事故
 - ・ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物及びそれに付随する設備に対する物損事故
 - ・ 移設機器に対する事故（8⑤（エ）のとおり）
 - ・ その他本業務上における事故

9. 完了報告書

- (1) 本業完了所、速やかに完了報告書を提出すること。完了報告書提出後、発注者の検査に合格したときをもって本業務を完了とする。
- (2) 成果品を含む受注者にて作成した資料の著作権は、発注者に帰属するものとする。

10. その他

(1) 留意事項

- ① 診療所移転業務受注者において、施設の養生及び撤去を行うが、本業務の履行に際し、養生の不足等がある場合は、受注者が対応すること。また、受注者が発生させた損傷等については、原状回復を行うこと。
- ② 養生資材等の撤去・回収を行うと共に、履行場所の清掃を行い、残材を放置しないこと。なお、清掃用具は受注者が用意するものとする。
- ③ 使用済みの梱包資材等は、受注者が回収及び撤去を行うこと。
- ④ 業務の進捗状況を管理し、その実施に際して発生した課題について誠実に対応し解決に当たるとともに、発注者の指示に従い、業務の進捗状況を適宜報告すること。
- ⑤ 本業務の実施にあたり、関係法令はもとより、本市の条例、規則、規程等を遵守し、発注者が最

適な成果を得られるよう本業務を遂行すること。

- ⑥ 本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。また、本業務の履行に際し、本業務の目的を達する上で、当然必要な業務であると考えるものについては、本業務に含まれるものとして遅滞なく履行すること。
- ⑦ 作業中、従事者には氏名札、腕章等を着用させるなど、当該者が本業務の従事者であることが明らかにわかるようにすること。
- ⑧ 本業務に関係する場所以外はみだりに立ち入らないこと。
- ⑨ 本業務の作業区域内及び沿道での喫煙は厳禁とする。
- ⑩ 発注者に提出する成果品について、紙媒体と電子媒体で提出するものとし、その構成、提出期日、納品仕様等については発注者と協議すること。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程において知り得た情報を、本業務の目的外に使用することの無いよう、従事者（再委託先従事者を含む）に徹底させること。また、本業務の実施過程において知り得た情報を、本業務の契約期間中はもとより、本業務が完了した後又は解除された後においても、第三者に漏洩してはならない。

(3) 再委託

受注者は、本業務の全部、その大部分又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。本業務の主要な部分以外を第三者に再委託しようとするときは、事前に再委託先の名称、代表者名、委託しようとする業務の内容、その他必要な事項を書面で発注者に報告し、発注者の承諾を得ること。なお、当該再委託者が本市の委託入札参加資格名簿又は物品入札参加資格者名簿に登録されている場合は、その者が指名停止期間中であってはならない。また、当該再委託者に対して、本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本業務に対する当該再委託者の全ての行為及び結果についての責任を受注者が負うものとする。

(4) 委託料の支払い

完了払とする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議の上、決定する。